最終更新日:2015年12月14日
株式会社シーボン
代表取締役兼執行役員社長 金子 靖代
問合せ先:常務取締役兼執行役員 管理部担当兼社長室担当 諏佐 貴紀 044-979-1234
証券コード:4926
http://www.cbon.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、「顧客」をはじめ「取引先」「株主」「社員」「社会」という全てのステークホルダーから信頼を得られる企業となるため、企業価値の継続的な増大を目指して、企業倫理と法令遵守を徹底するとともに、監視機能を強化し、内部統制システムやリスク管理システムを充実させることで、更なる経営の効率性・健全性・透明性の高い経営を確保することを基本方針としております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

＜原則3－1(5):取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明＞
社外取締役・社外監査役候補者の選任理由につきましては、株主総会招集通知の参考書類及びコーポレートガバナンス報告書で開示しております。
一方で、社内取締役・監査役候補者の選任を行う際の、個々の選任・指名理由は開示しておりませんが、第51期定時株主総会招集通知より個々の選任・指名理由を開示する方針です。

＜補充原則4－11(3):取締役会の実効性に関する分析・評価の概要＞
当社では、これまでも必要に応じて取締役会の実効性に関して評価し、適宜見直しを図ってまいりましたが、現時点では取締役会の定期的な分析・評価は実施しておりません。
今後、分析方法・評価項目を定め、これを実施した時点で、分析評価の方法およびその結果の概要をお知らせします。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

＜原則1－4:政策保有株式＞
コーポレートガバナンスの観点から、経済的合理性の無い安定株主対策を主な目的とした保有は行いません。

＜原則1－7:関連当事者間の取引＞
取締役会付議基準に基づき、関連当事者間の取引は、取締役会における承認決議と報告を行うこととしております。また、適正な手続きを確保するため、関連当事者間取引の当事者は、承認決議に参加しないようにしております。

＜原則3－1:情報開示の充実＞
(1)会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画
当社は、「お客様の美を創造し、演出する会社」という企業理念を実現するため、「お客様に美しくなることを提供し、その結果に最後まで責任を持つ」ために、全国100店舗を超える直営店において、自社で研究開発・製造した化粧品の販売に加え、アフターサービスという独自の付加価値を提供しております。
そして、継続的な事業の拡大を通じて企業価値と企業体力を高めていくことを経営の目標に掲げており、平成28年3月期から平成30年3月期までの中期経営計画「カスタマーバリューの創造」に基づき、顧客層の拡大を図るとともに、獲得した顧客のロイヤルカスタマー化を目指しております。
その具体的な取組み事項は、以下のとおりです。

■ブランド力の強化
・魅力的な店舗づくりによる顧客数の拡大
・新たな集客・販売チャネルの確立
・積極的な情報発信

■人材の強化
・優秀な人材の獲得・育成
・働きやすい職場環境の整備(ESの向上)

■製品開発力の強化
・市場ニーズに迅速に対応できる開発体制の強化
・外部研究機関との連携
・品質保証体制の充実

(2)本コードのそれぞれの原則を踏まえたコーポレートガバナンスに関する考え方
当社のコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針は、本報告書の「コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報」の1.に記載のとおりです。また、現状のコーポレートガバナンス体制を選択している理由については、本報告書の「経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレートガバナンス体制の状況」の3.に記載のとおりです。

(3)取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続
具体的な報酬体系は基本報酬と賞与で構成され、報酬の水準は外部専門機関の調査データを活用し、職位職責等に応じて設定しています。賞与は、各四半期の経常利益の水準から支給の有無を取締役会で決定しています。
また、当社の業績向上や企業価値の増大、株主重視の経営意識を高めるためのインセンティブを与えることを目的に、年額80,000千円、当社普

通株式50,000株以内の範囲にてストック・オプションとして新株予約権を発行することができます。
当社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上に対する動機付けのため、業績連動報酬の割合、現金報酬と自社株報酬との割合が、より適切なインセンティブの設定となるよう、今後も継続してガバナンス委員会にて議論を行っていきます。

(4)取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続き
取締役会は、経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補者の指名を行うに当たっては、実効的なコーポレートガバナンスを実現し、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資する、経営陣幹部又は当社の取締役・監査役として相応しい豊富な経験、高い見識、高度な専門性を有する人物を指名しています。
また、取締役会は、役員人事の決定における公正性・透明性を徹底するため、取締役会の諮問機関として過半数が社外取締役・社外監査役で構成される任意のガバナンス委員会を設置し、取締役・監査役及び執行役員の候補者の推薦などを受けることとしています。
取締役会は、取締役・監査役候補者の指名を行うに当たり、経営陣幹部・取締役についてはガバナンス委員会の推薦を受けて、監査役については監査役会の同意を得て、それぞれ取締役候補者、監査役候補者として指名しています。

＜補充原則4－1(1):取締役会から経営陣への委任の範囲の概要＞
当社では、会社法の許容する範囲内のすべての業務執行権限を執行役員、及び執行役員をメンバーとする経営会議に委ねることにより、迅速かつ果断な意思決定により経営戦略等の執行を推進しています。
その一方で、当社の取締役会は経営の監督に特化し、取締役会に報告すべき事項を明確にすることにより適切な監督を行うことで、監督と執行の分離を図っています。

＜原則4－8:独立社外取締役の有効活用＞
当社は、独立社外取締役を2名選任しております。現在の取締役の構成は社内5名、社外2名であり、社外取締役の客観的かつ独立的な立場からの意見を会社経営に取り入れることのできる体制となっております。上記に加え、監査役は、社外3名から構成されていることから社外役員は合計で5名であり、取締役会における独立性を更に高める体制となっております。

＜原則4－9:独立社外取締役の独立性判断基準及び資質＞
当社は、東京証券取引所が規定する独立役員の要件に加え、以下の基準に基づき独立性を判断します。
(1)大株主との関係
当社の議決権所有割合10%以上の大株主(法人の場合は取締役、監査役、執行役員、従業員)ではない。
(2)主要な取引先等との関係
当社の主要な取引先(売上高の2%以上を占める)、主要な借入先の取締役、監査役、執行役員、従業員ではない。
(3)弁護士・公認会計士・コンサルタント等との関係
当社から役員報酬以外に年間1000万円以上の金銭その他財産を得ている弁護士、公認会計士、コンサルタント等ではない。
(4)会計監査人との関係
当社の会計監査人の代表社員、社員ではない。
(5)近親者との関係
当社の取締役、監査役、執行役員の配偶者または2親等内の親族ではない。また、上記に掲げる者の配偶者または2親等内の親族ではない。

＜補充原則4－11(1):取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス多様性及び規模に関する考え方＞
当社の取締役会は、当社の経営に精通し、その知識・経験・能力を十分に有する取締役、高い見識及び経営者としての豊富な経験を有する独立社外取締役で構成しております。
取締役会における重要な意思決定に際しては、化粧品メーカーとして女性の価値観および発想が特に重要であることから、女性の取締役および監査役の選任が必要であると考えています。
取締役会の知識・能力・経験のバランス、多様性(ダイバーシティ)及び規模については、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上の観点から当社にとって最適となるよう努めております。

＜補充原則4－11(2):取締役及び監査役の兼任状況＞
当社の取締役及び監査役の重要な兼職の状況は、当社の第50期定時株主総会招集ご通知(10ページ、36ページ～39ページ)に記載のとおりです。

＜補充原則4－14(2):取締役・監査役に対するトレーニングの方針＞
当社では、取締役・監査役に対して、それぞれの役割や責務を果たす上で必要になるトレーニングの機会の提供・斡旋を行っています。
社内役員に対しては、経営者としての資質、コーポレートガバナンス等に関する知識、コンプライアンス及び経営に関する研修等を提供・斡旋しています。
社外役員に対しては、当社の経営戦略や事業内容、経営課題等の理解を深めるため、就任時にこれらの説明を行うとともに、その後も適宜、事業所見学、担当役員からの説明等を行っています。

＜原則5－1:株主との建設的な対話を促進するための体制整備取組みに関する方針＞
当社は、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指し、株主の皆様との建設的な対話を促進し、当社の経営方針や経営状況を分りやすく説明し、株主の皆様の理解が得られるよう努めております。
(1)情報開示担当役員を株主の皆様との対話を統括する経営陣として指定しております。
(2)株主の皆様との対話促進のため、社内の関連部門は開示資料の作成や重要な情報の共有など積極的に連携を取りながら、別途公表している「ディスクロージャーポリシー」により、適時・適切に情報開示を行っております。
(3)当社は中間・期末の決算説明会の他、年に数回、個人投資家説明会を開催しており、また、株主通信の発行、当社ホームページやプレスリリース等の活用により、情報開示の充実に努めております。
(4)株主アンケート等により、株主の皆様との対話において把握した意見は、経営陣にフィードバックし情報を共有しております。
(5)決算発表前の期間はサイレント期間とし、投資家の皆様との対話を制限しております。社内では、インサイダー情報が発生する際には、「インサイダー情報管理規程」により、情報管理の徹底をはかっております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
犬塚　雅大	733,560	17.17
シーボン従業員持株会	238,710	5.58
資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)	178,796	4.18
株式会社三菱東京UFJ銀行	120,000	2.80
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	102,800	2.40
犬塚　公子	95,570	2.23
安田　亜希	95,570	2.23
望月　暁一	81,600	1.91
金子　靖代	73,900	1.73
藤井　達夫	70,910	1.66

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

(1)「大株主の状況」につきましては、平成27年９月30日の状況を記載しております。
(2)日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)の所有する株式のうち47,300株は、当社が導入した「従業員持株会信託型ESOP」の保有する当社株式であり、また資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)の所有する株式のうち178,796株は、当社が導入した「株式給付信託(J-ESOP)」が所有する当社株式であります。
(3)みずほ証券株式会社及びその他共同保有者であるみずほ信託銀行株式会社から、平成27年４月22日付の大量保有報告書により、平成27年４月15日現在、当社株式をそれぞれ4,700株(発行済株式総数に対する割合0.11%)、210,596株(発行済株式総数に対する割合4.93%)を保有している旨の報告を受けております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	化学
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
高橋　健	他の会社の出身者											
片山　利雄	他の会社の出身者											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
高橋　健	○	株式会社ウエストホールディングス社外監査役	コーポレート・ガバナンスの高い見識と他の企業における役員としての経験に基づく経営の監督とチェック機能を期待し、また、長年に亘る国内外でのビジネス経験や経営者としての幅広い見識を有しており、経営に資する提言、経営に対する客観性を鑑み、社外取締役としての監督機能及び役割を遂行できるものと考えております。 ＜独立役員指定理由＞ 当社とは、人的関係、資本関係又は取引関係その他利害関係はなく、また同氏は、株式会社ウエストホールディングス社外監査役を兼務しておりますが、同社と当社の間に特別な利害関係はありません。このため、当社は同氏が

			独立性を有すると考え、独立役員として指定しております。
片山　利雄	○	―――	コーポレート・ガバナンスの高い見識と他の企業における経営者としての経験を有しており、経営に資する提言、経営に対する客観性を鑑み、社外取締役としての監督機能及び役割を遂行できるものと考えております。 ＜独立役員指定理由＞ 当社とは、人的関係、資本関係又は取引関係その他利害関係はないため、当社は同氏が独立性を有すると考え、独立役員として指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、監査報告会において会計監査の実施状況の報告を受け、また監査上の留意事項等について情報交換を行っております。
また、監査役と内部監査課は、定期的に連絡会を実施し、内部監査の実施状況等を監査役に報告し意見交換を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
乾　久美子	公認会計士													
土屋　奈生	弁護士													
大井　素美	公認会計士													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
乾　久美子	○	―――	公認会計士としての専門的知識・経験等を有し、会計監査の実務に長年に亘り携わっていることから、財務及び会計に関する相当程度の知見を当社監査に活かし、社外監査役としての監督機能及び役割を遂行できるものと考えております。 ＜独立役員指定理由＞ 当社とは、人的関係、資本関係又は取引関係その他利害関係はありません。このため、当社は同氏が独立性を有すると考え、独立役員として指定しております。
土屋　奈生	○	PwC弁護士法人	弁護士として法務に精通し、企業経営全般に関する専門的見地を当社監査体制の強化に活かし、社外監査役としての監督機能及び役割を遂行できるものと考えております。 ＜独立役員指定理由＞ 当社とは、人的関係、資本関係又は取引関係その他利害関係はなく、また同氏は、PwC弁護士法人の社員でありますが、同法人と当社の間には特別な利害関係はありません。 このため、当社は同氏が独立性を有すると考え、独立役員として指定しております。
大井　素美	○	大井公認会計士事務所所長	公認会計士としての専門的知識・経験等を有し、会計監査の実務に長年に亘り携わっていることから、財務及び会計に関する相当程度の知見を当社監査に活かし、社外監査役としての監督機能及び役割を遂行できるものと考えております。 ＜独立役員指定理由＞ 当社株式100株を保有しておりますが、人的関係、それ以外には資本関係又は取引関係その他利害関係はなく、また同氏は、大井公認会計士事務所の所長を兼務しておりますが、同社と当社の間には特別な利害関係はありません。このため、当社は同氏が独立性を有すると考え、独立役員として指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	5 名

その他独立役員に関する事項

当社は、社外取締役又は社外監査役を選任するための独立性に関する基準又は方針については、東京証券取引所が規定する独立役員の要件に加え、以下の基準に基づき独立性を判断します。
(1)大株主との関係
当社の議決権所有割合10%以上の大株主(法人の場合は取締役、監査役、執行役員、従業員)ではない。
(2)主要な取引先等との関係
当社の主要な取引先(売上高の2%以上を占める)、主要な借入先の取締役、監査役、執行役員、従業員ではない。
(3)弁護士・公認会計士・コンサルタント等との関係
当社から役員報酬以外に年間1000万円以上の金銭その他財産を得ている弁護士、公認会計士、コンサルタント等ではない。
(4)会計監査人との関係
当社の会計監査人の代表社員、社員ではない。
(5)近親者との関係
当社の取締役、監査役、執行役員の配偶者または2親等内の親族ではない。また、上記に掲げる者の配偶者または2親等内の親族ではない。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

平成22年6月28日開催の第45期定時株主総会において、取締役(社外取締役を除く)に対する報酬として年額80,000千円、当社普通株式50,000株以内の範囲にて、ストック・オプションとして新株予約権を発行可能とする決議を行いました。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員

該当項目に関する補足説明

当社は、業績向上や企業価値増大、株主重視の経営意識を高めるためのインセンティブを与えることを目的に、取締役及び従業員に対してストック・オプション制度を導入しております。

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

平成27年３月期における取締役（社外取締役を除く。）５名に支払った報酬等の総額は、184,037千円、社外役員５名に支払った報酬等の総額は、28,040千円であります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針は、経営内容、当該役員の職位職責等を考慮し、株主総会で決定された報酬総額の限度内において、取締役会にて基本報酬及び賞与の金額を決定しております。賞与におきましては、各四半期の経常利益から支給の有無を取締役会にて決定しております。また、当該報酬総額とは別枠で当社の業績向上や企業価値の増大、株主重視の経営意識を高めるためのインセンティブを与えることを目的に職務執行の対価として、年額80,000千円、当社普通株式50,000株以内の範囲にてストック・オプションとして新株予約権を発行することができます。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外取締役に対しては、取締役会の事務局である総務課より取締役会等の開催日程、議案及びその内容等につき、事前に十分な説明を行っております。
社外監査役については、要請に応じて内部監査課や総務課が補助する体制となっております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）更新

当社の取締役会は、取締役７名（うち社外取締役２名、執行役員を兼務する者４名、男性４名、女性３名）により迅速な意思決定ができるように構成され、経営の基本方針やその他経営に関する重要事項を決定し、月１回の定例取締役会を開催しており、また、必要に応じて臨時取締役会を随時開催しております。取締役会は、経営の意思決定や月次予算統制その他重要事項の報告により業務執行を行う機関であると同時に、各取締役及び各執行役員の業務執行状況を監督する機関と位置付けております。なお、経営環境の変化等により迅速に対応することを目的として、取締役の任期を１年としております。また、当社では、経営の健全化、効率化及び意思決定の迅速化のため、執行役員制度を導入しており、取締役を兼務する者４名を含めて８名（うち男性３名、女性５名）の執行役員がおります。

また、当社は、経営方針及び経営戦略等に関する審議を行うために、月１回の経営会議を開催しており、執行役員で構成されております。取締役会で審議・決議される事項のうち、特に重要なものについては、事前に経営会議においても議論を行い、審議の充実を図っております。

当社は、監査役制度採用会社であり、かつ監査役会設置会社であります。監査役は３名（うち全員が女性）で構成されており、月１回の監査役会を開催しております。監査役は、取締役会その他重要な会議への出席等を通じて、取締役の業務執行の適法性・妥当性について監査を実施しており、更なるコーポレート・ガバナンス強化のため、監査機能がより有効・適切に機能するよう努めております。また、法令に定める監査役の員数（３名）を欠くことになる場合に備え、補欠監査役を１名選任しております。
また、取締役会の任意の諮問機関として、代表取締役、社外取締役、監査役から構成される「ガバナンス委員会」を設置しており、経営陣の指名・報酬を含むガバナンス体制について審議を行うことで、より経営の透明性・公正性を確保し、持続的な成長と中長期的な企業価値向上を図ることを目的としております。

コンプライアンスについては、高い倫理観と社会的ルールの遵守のための行動指針として、「企業倫理」及び「行動規範」に基づき「コンプライアンス規程」を定め、役員及び社員が法令、定款及び社会規範を遵守した行動をとることとし、法令遵守をあらゆる企業活動の前提とすることを徹底しております。また、コンプライアンス体制の強化を図るために、社外取締役、外部の有識者及び専門家を加えた「コンプライアンス委員会」を設置し、月１回の委員会を開催し全社的なコンプライアンスの取組みを横断的に統括・監視しております。

また、当社の損失の危険（リスク）については、「リスク管理規程」及び「危機に関するフローとガイドライン」を定め、個々のリスクに関しては、これに対応する組織等において継続的に監視し防止策を講じるとともに、代表取締役の諮問機関として「リスクマネジメント委員会」を設置し、全社のリスクマネジメントを統括し、全社横断的に経営に重大な影響を及ぼす様々なリスクに的確に対処する体制になっております。

当社においては、上記の各機関を運用することで絶えずガバナンス体制の向上を図っております。今後もガバナンス体制の向上を経営課題として継続検討していきますが、現状においては、委員会設置会社に移行する特段の理由もなく、上記体制による監査役設置会社としての現体制を基礎として、継続的なガバナンス体制の向上を図ることが適当と判断しております。

当社の会計監査は、会計監査業務の執行について、有限責任監査法人トーマツを起用しており、井上隆司氏及び林敬子氏が行っております。当

社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士2名、その他7名であり、補助者の構成は同監査法人の監査計画に基づき決定されております。同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員と当社の間には、特別の利害関係はありません。

役員の報酬等の額又はその算定方式の決定に関する方針の内容及び決定方法については、経営内容、当該役員の職位職責等を考慮し、株主総会で決定された報酬総額の限度内において、取締役会及び監査役会にて基本報酬及び賞与の金額を決定しております。賞与におきましては各四半期の経常利益から支給の有無を取締役会にて決定しております。また、当該報酬総額とは別枠で当社の業績向上や企業価値の増大、株主重視の経営意識を高めるためのインセンティブを与えることを目的に職務執行の対価として、年額80,000千円、当社普通株式50,000株以内の範囲にてストック・オプションとして新株予約権を発行することができます。

当社の役員報酬は、平成11年6月29日開催の第34期定時株主総会にて承認された取締役報酬総額（年間400,000千円以内、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まず）、監査役報酬総額（年間100,000千円以内）において、役員に支払う報酬が定められております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社においては、各機関を運用することで絶えずガバナンス体制の向上を図っております。今後もガバナンス体制の向上を経営課題として継続検討していきますが、現状においては、委員会設置会社に移行する特段の理由もなく、監査役設置会社としての現体制を基礎として、継続的なガバナンス体制の向上を図る事が適当と判断しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	法定期日より早期の発送に努めております。
その他	株主総会では、映像資料を用いて事業報告等を株主へ分かりやすく説明するよう努めております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ホームページに掲載しております。 http://www.cbon.co.jp/company/ir/return/policy.aspx	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	当社事業に対する理解を多くの方々に深めていただくために、 積極的に開催していく方針であり、平成27年３月期におきましては、 個人投資家向け説明会を8回開催いたしました。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年次及び第2四半期ごとに決算説明会を開催し、 社長、管理部担当役員から事業の概況や、 業績の実績及び予想について報告、説明を行っていく方針であり、 平成27年３月期におきましては、2回開催いたしました。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信、決算説明会資料、株主通信、有価証券（四半期）報告書、説明会の動画等を掲載しております。今後も当社ディスクロージャーポリシーに基づき、タイムリーかつ充実した情報開示に努めていく方針であります。 URLは次のとおりです。 http://www.cbon.co.jp/company/ir/index.aspx	
IRに関する部署（担当者）の設置	情報開示担当役員が管轄し、経営企画課を担当部署として 取組んでおります。また情報発信・IR強化を目指し、 経営企画課内にIR専任担当者を配置しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社では、業務遂行の指針である「シーボン行動規範」及び「倫理規程」を定めており、良識ある企業行動を心がけ、当社を取り巻く全てのステークホルダーの立場を尊重してまいります。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社のCSR活動の基本方針として「シーボンCSRスピリット＜5つのバリュー＞」を策定し、この方針に基づき環境保全活動等に注力しています。 製品の梱包の簡素化、ガラス瓶の回収、エコバックの導入を行っております。また、生産センターは、ISO14001マネジメントシステムに基づき環境方針を定め、環境保全活動を推進するとともに環境関連法規制などの遵守評価を実施し、法令遵守を徹底しております。 今後も環境に配慮した事業活動を行うため、PDCAサイクルによる定期的な監査・自主評価を行ってまいります。 これらのCSR活動の情報発信を目的として、コーポレートサイトの充実にも注力しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	会社法、金融商品取引法、各種法令及び株式会社東京証券取引所の定める諸規則に従って情報を開示するほか、投資判断に資する有用な情報と判断する内容についても、タイムリーかつ公平な情報開示に努め、企業情報を適切に管理するとともに、株主・投資家の皆様をはじめとした全てのステークホルダーからの正しい理解を得るために、その透明性の保持を図り、適時・適切かつ公平な情報開示をするという方針を織り込んだ「ディスクロージャーポリシー」を策定しています。

その他	当社は、取締役3名（執行役員兼務）及び監査役3名、執行役員2名をはじめとして、社員のうち93.5%が女性です。このため、結婚・出産・育児・介護といったライフイベントを経ても能力ある女性が活躍できるよう産前・産後休業及び育児休業の長期化、育児に伴う短時間勤務など、様々な働き方に力を入れています。 また、様々なライフイベントによって一度退職してしまった社員でも、それまでに培った知識・経験を活かし、『即戦力』として再び活躍してもらえるよう再入社制度の整備を推進するなど、社員の能力を十分に発揮し活躍できる環境を整えております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
(1)「企業行動憲章」の主旨に沿って、全役職員が企業倫理を重んじ社会的責任を果たすために「倫理規程」「コンプライアンス規程」「シーボン行動規範」を制定し、これらを周知徹底させることにより法令・定款・社会規範を遵守する。
(2)代表取締役の諮問機関として「コンプライアンス委員会」を設置し、全社的なコンプライアンスの取組みを横断的に統括・監視する。
(3)役職員に対し、コンプライアンスに関する研修を実施し、コンプライアンスの重要性とコンプライアンスを尊重する意識の醸成等につき繰り返し啓蒙する。
(4)内部監査課を設置し、会社の業務が法令・定款・社内規程等に準拠し適正かつ合理的に行われているかを監査し、監査結果を定期的に取締役会・監査役会に報告する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
(1)取締役の職務の執行に係る情報（取締役会及び経営会議等の会議の議事録及び参考資料等の重要な情報）については、「文書管理規程」「文書保存年限表」等社内規程の定めるところにより、文書または電磁的媒体に記録し、適切に保存及び管理する。
(2)取締役及び監査役が求めた時は、担当部署はいつでも当該情報を閲覧または謄写に供する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
(1)損失の危険（リスク）については、「リスク管理規程」及び「危機に関するフローとガイドライン」を制定し、平時にはリスクの発生を未然に防止する諸施策を講じるとともに、万一危機事態が発生した場合の対応についても予め「危機レベルに応じた対応策」等を定め、統合的にリスクマネジメントを行う。
(2)代表取締役の諮問機関として「リスクマネジメント委員会」を設置し、全社のリスクマネジメントを統括し、全社横断的に経営に重大な影響を及ぼす様々なリスクに的確に対処する。
(3)内部監査課を設置し、リスクマネジメントを検証するために、本社・工場・店舗を定期的に監査し、当社業務が適正且つ合理的に行われているかを評価する。監査結果を定期的に取締役会・監査役会に報告する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
(1)取締役会の決定に基づく社内規程（組織規程・業務分掌規程・職務権限規程・稟議規程等）において、取締役の基本職務や役割、責任、権限、決裁基準等を明確に定め、効率的な業務体制を整備する。
(2)取締役会を毎月定例開催する他、必要に応じて適宜臨時開催し、迅速かつ適切な意思決定を図る。経営計画の策定や重要な職務執行課題については、事前に執行役員で構成する「経営会議」において十分な審議を経て、取締役会に付議し決定する。
(3)取締役の職務執行に関する個別経営課題を実務的な観点から審議する委員会を設置する。

5. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当使用人の取締役からの独立性に関する事項
(1)現在監査役の職務を補助する使用人はいないが、監査役から求められた場合には、監査役と協議し設置する。
(2)監査役が指定する補助すべき期間中は、当該使用人への指揮権は監査役に委譲されたものとし人事異動及び人事評価は、監査役会の同意を得なければならないものとする。

6. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制
(1)監査役・監査役会が必要に応じて取締役等に問題提起をするために、監査役は、取締役会、経営会議やその他の重要会議に出席することができる。
(2)監査役には稟議書その他重要書類が回付され、要請があれば直ちに関係書類・資料等が提出される。
(3)取締役及び使用人は、当社に著しい損害を及ぼす事態や不正、法令・定款等の重大な違反のおそれがあるときは、これを直ちに監査役会に報告する。

7. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
(1)監査役からヒアリングの要請があった場合、取締役及び使用人はこれに応じなければならない。
(2)監査役は、代表取締役、会計監査人及び内部監査部門との定期的な意見交換により、監査の実効性を確保する。

8. 財務報告の信頼性と適正性を確保するための体制
(1)金融商品取引法の定めに従い、良好な統制環境を保持しつつ、全社的な内部統制及び各業務プロセスの統制活動を強化する。
(2)「財務報告に係る内部統制規程」等に基づき、適正かつ有効な評価ができるよう、財務報告に係る内部統制システムを整備し、かつ適正に運用する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1.「倫理規程」「シーボン行動規範」において、良識ある企業活動を心がけ、社会の規範を尊重する企業倫理を確立し、反社会的勢力との一切の関係遮断を基本方針としている。

2.市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、組織的に毅然とした姿勢を持って対峙し、その不当な要求については関係機関とも連携し、事由の如何を問わずこれに応じない体制を整備する。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

1.会社情報の適時開示に係る基本方針
当社は、「金融商品取引法」及び株式会社東京証券取引所の定める諸規則に基づき、適時かつ適切な開示を行っていく方針であります。また、法令、規則に定めがなくとも、株主、投資家の投資判断に多大な影響を与えると判断した情報に関しては、積極的かつ公平に開示を行っていきます。

2.会社情報の適時開示に係る社内体制
当社は、管理部担当役員が当社における情報開示責任者、ならびに株式会社東京証券取引所に対する情報開示担当役員を担当しております。

【発生事実】
発生事実につきましては、当該部署責任者がその情報を情報管理担当部署(総務課)に報告します。情報管理担当部署は、当該情報が重要事実であるかを判断し、情報開示責任者及び情報開示担当部署(経営企画課)に報告致します。情報開示責任者は、開示すべき情報であると判断した場合は速やかに代表取締役に報告し、代表取締役が開示の決定を行い、取締役会にて承認決議を行います。その承認決議を受け、情報開示責任者は、情報開示担当部署に指示をして速やかに所定の開示手続を行い、当該情報を開示致します。代表取締役は、早期開示の必要性があると判断した場合には、取締役会決議前に情報開示を行い、情報開示後に取締役会へ事後報告する場合もあります。

【決定事実】
決定事実につきましては、取締役会で決定され次第、情報開示責任者は情報開示担当部署に指示をして速やかに所定の開示手続を行い、当該情報を開示致します。

【決算情報】
決算情報につきましては、経理財務課と情報管理担当部署が連携して関連情報の収集にあたり、情報開示責任者及び情報開示担当部署に報告します。情報開示責任者は適時開示の要否の判定や開示内容のとりまとめ等を行い、取締役会にて承認決議を行います。その承認決議を受け、情報開示責任者は情報開示担当部署に指示をして速やかに所定の開示手続を行い、当該情報を開示致します。

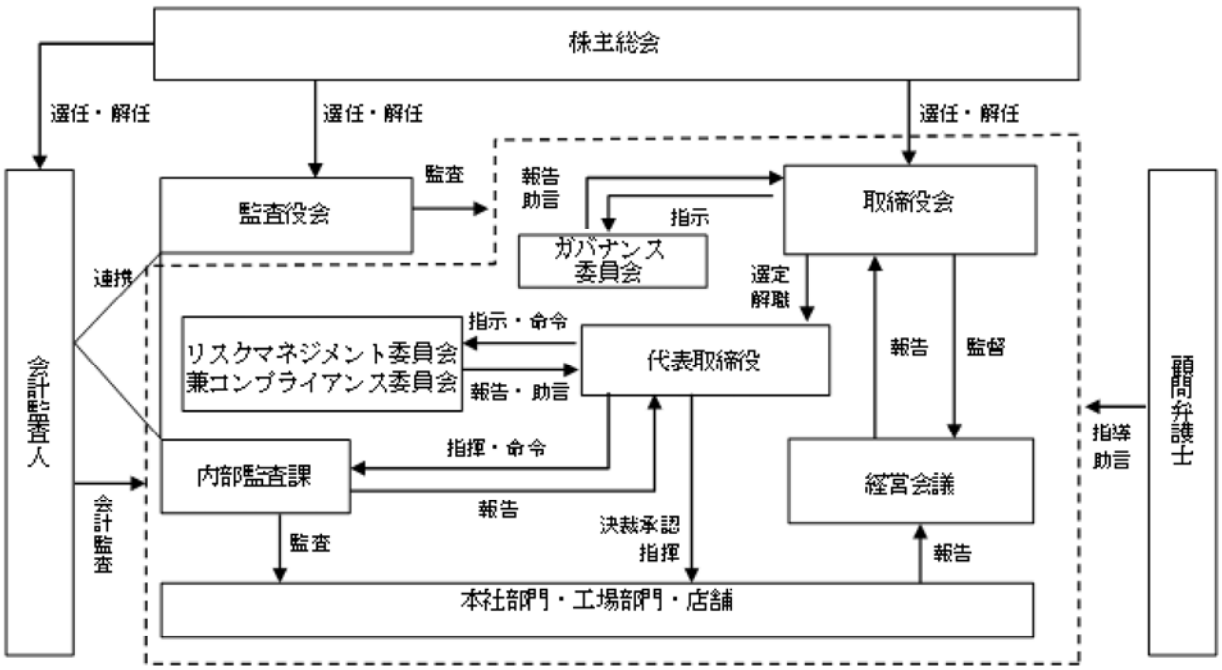

＜適時開示に係る社内体制及び業務フロー＞

